

『機械設備を導入したい』

小規模企業者等設備貸与事業

小規模企業者等が必要な機械設備を(公財)みやぎ産業振興機構が代わって購入し、長期、低利の割賦販売により貸与することで経営革新を促進します。

対象となる方

県内に工場・店舗を有している事業所(小規模企業者)

- ・常用従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)

※条件を満たせば50人まで受付可能

対象施設及び限度額等

(1) 対象設備

- ・産業機械や印刷機、建設用機械など小規模企業者等の事業の用に供する設備
- ・機械設備の導入により、付加価値額と給与支給総額の一定以上の向上見込みが必要

(2) 限度額

100万円以上1億円以下

(3) 損料率

1.1～1.9%(基準金利1.5%)

※審査基準に基づく格付け連動金利

(4) 返済期間

3～10年以内

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 金融支援課

電話:022-225-6636